平成29年度 第1回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 平成 29 年 7 月 13 日 (木) 午後 1 時 00 分~午後 2 時 30 分

場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、清藤委員、庄司委員、堀江委員、

山田委員、戸嶋委員、鈴木委員、松本(俊)委員、佐野委員、前田委員、

川島委員、秋元委員、矢田委員、亀田委員、中島委員、木村委員、山﨑委員

次 第 1. 開 会

- 2. 委員委嘱および紹介
- 3. 事務局挨拶
- 4. 会長・副会長選任
- 5. 議事
 - (1)地域自立支援協議会の進め方について 江戸川区地域自立支援協議会について 平成29年度協議会の進め方・テーマ等について
 - (2) 江戸川区障害福祉計画等の中間報告および策定について
 - (3) 江戸川区障害者(児)実態調査およびアンケート調査報告
 - (4)情報共有・その他
- 6. 閉 会

<議事要旨>

-開会時刻 午後1時00分-

障害者福祉課長

定刻となりましたので、これより平成29年度第1回江戸川区地域自立支援協議会を開会させていただきます。

本日は大変お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議の終了は、 午後2時30分を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お手元にお配りいたしました、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

-資料確認-

障害者福祉課長

続きまして、委員の委嘱ですが、本日はあらかじめ皆様のお席にお配りしています委嘱 状により代えさせていただきます。

ここで21名の委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の席次の順に、お名前を 読み上げますので一言御挨拶をお願いします。

-委員紹介·挨拶-

障害者福祉課長

委員の皆様、ありがとうございました。

なお、本日は「江戸川区商店街連合会」会長・松本勝義委員と、NPO法人「ヒーライトねっと」理事・梅澤剛委員から、御都合により欠席と連絡をいただいております。 続きまして、事務局より一言ご挨拶を申し上げます。

-事務局紹介・挨拶-

障害者福祉課長

本年度は委員改選の年ですので、会長・副会長の選任をさせていただきたく存じます。 協議会設置要綱では、委員の互選により選出となっていますが、委員の皆様のご了承を いただければ、事務局から提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

-委員承認-

障害者福祉課長

皆様の御承認をいただきましたので、事務局より提案します。

まず会長職ですが、江戸川区障害認定審査会の会長を務めていただいております「江戸 川区医師会」の小川委員に、引き続き自立支援協議会の会長職をお願いできればと存じま す。

次に、副会長職ですが、引き続き「江戸川区腎友さつき会」会長の戸倉委員にお引き受けいただきたく存じますが、皆様、いかがでしょうか。

-拍手により承認-

障害者福祉課長

ありがとうございます。皆様に御承認いただきましたので、小川委員に会長職、戸倉委員に副会長職をお願いいたしたく存じます。

ここで小川会長、戸倉副会長より一言ご挨拶をいただきます。

-会長・副会長挨拶-

障害者福祉課長

ありがとうございます。会長、副会長、どうぞよろしくお願いいたします。 ここからは、会長に進行をお願いします。

会長

本日も限られた時間内で有意義な会議に出来ますよう、議事進行につき、皆様の御協力をよろしくお願いします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っています。その点について、事務局から報告等お願いします。

事務局

区のホームページにおきまして傍聴者の希望を募りましたところ、9名の方にお申し込

みをいただき、本日、9名の方がロビーでお待ちになっています。

なお、そのうちの2名の方は介助者が付き添います。皆様のご了解をいただけた場合は、 入場していただきたいと存じます。

会長

ただいま事務局より傍聴について説明がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

-委員承認-

会長

それでは、傍聴の方に入室していただきます。

- 傍聴人入室-

会長

次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「地域自立支援協議会の進め方について」に入ります。事務局より説明をお願い します。

障害者福祉課長

それでは、資料1を御覧下さい。

地域自立支援協議会の法的な位置付けは障害者総合支援法において、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的としており、設置については努力義務となっております。

区では、協議会を障害者福祉関係機関等のネットワーク構築及び情報共有を推進する中 核機関として位置付け、平成20年度から開催し、今期で6期10年目となります。

協議会では、障害当事者の方、その周囲の方々、直接的には障害をお持ちの方と関わりのない方々が、意見交換や情報共有を通してお互いを理解し共通認識を持つという「共通理解の醸成」を目的としています。

協議会の位置付けですが、この協議会は議決機関や諮問機関ではなく、行政に対して何か要求をしていただく場でもございません。

また、委員の皆様の役割としてですが、協議会での情報共有や意見交換の内容を、地域 や所属団体等に広げていただくことが、地域全体で障害者の方の生活を見守る環境形成の 促進や、課題解決につながっていくと考えています。なお任期は、今年度及び来年度の2 か年となります。

このように、この協議会の主な役割は、情報共有および関係機関のネットワーク構築の 場となっています。

また、区で3年に一度策定する障害福祉計画等について、ご意見をいただく場として位置づけられています。障害福祉計画等については、今年度が策定年度となっています。

資料裏面は、今までの協議会の開催内容の概要となっていますので、お時間のある時に ご覧いただけたらと思います。

次に、資料2「今年度の協議会の進め方」の説明をさせていただきます。

開催日時ですが平日木曜日の午後の開催を基本とし、毎回の協議会で次回の日程を決定

させていただきます。

平成29年度の開催日時ですが、第2回は11月9日の木曜日、第3回は平成30年2月頃を予定しています。

協議会は取り組みテーマを中心とした意見交換・情報共有の場です。今年度の取り組みテーマは、本日この協議会で諮った上で決定させていただきます。来年度につきましては、今年度の取り組みテーマを継続するかどうか等を含め、来年度第1回の協議会で決定させていただきたく存じます。

今年度、事務局よりご提案させていただくテーマは、「江戸川区の地域包括ケアシステムについて」です。提案理由につきましては、資料3を参照下さい。

「地域包括ケアシステム」とは、国が「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に定めた用語で、主に高齢者が住み慣れた地域での生活を人生の最後まで続けられるように、地域の中で、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保できる体制を指します。

江戸川区では、この「地域包括ケアシステム」を高齢者に限らず、障害者や子どもを含む、地域に住む全ての方への仕組みと位置付けています。

また、住民と専門職・関係機関・行政が連携した、誰もが住みやすい「わがまち」づく りを目指すことを意義としています。

区では、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を地域で一体的に提供するシステムの拠点として、「なごみの家」を区内各地、目標15か所に設置していきます。現在は小岩・松江北・長島桑川・鹿骨の4か所が整備されています。

地域自立支援協議会で築かれる関係機関の「顔の見える連携」は、江戸川区の地域包括ケアシステムにとって非常に重要です。区が「地域包括ケアシステム」を推進するに当たり、何が大切で何が必要か等、委員の皆様のそれぞれの立場からご意見を伺いたく、今年度のテーマとして提案させていただきます。

協議会の進め方ですが、本日決定させていただいたテーマの内容、論点を所属団体等に お持ち帰りいただき、第2回、第3回の協議会にて、再度皆様からご意見をお伺いする進 め方を考えております。

第2回、第3回の協議会につきましては、取り組みテーマの中での小テーマを設定させていただき、意見交換等を実施させていただくことを検討しています。

小テーマは、各回の開催通知発送時にお伝えいたします。私からの説明は以上です。

会長

ただいま事務局より、協議会の進め方について説明がありました。

事務局から提案がありました平成29年度協議会テーマについて、ご意見があれば挙手をお願いします。

一意見なし一

会長

ご賛同いただきましたので、平成29年度の取り組みテーマは「江戸川区の地域包括ケアシステムについて」とし、事務局の提案内容にて進めさせていただきます。協議会の進

め方については、その他にご質問等がありましたらお願いします。

-質問なし-

会長

今年度の取り組みテーマが決定しましたので、続きまして、議事2「江戸川区障害福祉 計画等の中間報告および策定について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

第4期江戸川区障害福祉計画は本年度が最終年次となり、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第5期江戸川区障害福祉計画および第1期江戸川区障害児福祉計画を本年度、平成29年度中に策定することとなりました。

障害児福祉計画は、平成28年度に障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により、平成30年度からの作成が義務づけられました。

資料4をご覧いただきながら、第4期計画の成果目標に関する中間報告と、次期計画策定の概要を説明します。次期計画につきまして、国の基本指針では成果目標を五つ掲げております。その中の三つの目標は第4期計画と同じものです。

一つ目、福祉施設の入所者の地域生活への移行です。

資料4 (ア)では、現計画では知的障害者または身体障害者で障害者福祉施設に入所している方が、平成27年から平成29年度の3年間で、18人の方が施設を退所して、自宅やグループホームといった地域生活に移行することを江戸川区の目標値としています。平成27、28年度で、計9人の方が地域移行されましたが、目標達成のためには今年度中に、さらに9人の方が地域生活に移行していただく必要があります。

次期計画では、平成32年度までの3年間に、平成28年度末時点の福祉施設入所者の9%以上を、グループホーム等の地域生活へ移行する目標値を国が設定しています。

(イ)では、現計画での施設入所者数を平成29年度末で414人とする区の目標値に対して、平成28年度末での入所者数実績は401人となっております。

次期計画では、平成32年度末時点の福祉施設入所者数を、平成28年度末時点から 2%以上削減させることを、国が目標値としています。

成果目標の二つ目は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。国は平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する目標を新たに定めました。この目標に関連する、入院中の精神障害者の退院による地域生活への移行について、健康部より報告いたします。

保健予防課長

資料5をご覧いただきながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行状況を説明します。地域移行支援という制度は、長期入院されている精神障害者が、退院して地域に戻られる際に、円滑に生活を送るための支援制度です。内容は、地域移行支援計画の策定・相談支援・外出時の同行・住居確保の支援・関係機関との調整等です。

制度を利用し、地域生活に移行した方の平成28年度実績は10名です。

10名のうち8名がグループホームに入居、2名が自宅へ戻られています。グループホ

ームに入居した10名のうち、6名が区内のホームで生活しています。

28年度の地域移行支援利用者数は27名で、都内の病院から18名、うち6名が支援終了、都外の病院からが9名で、うち6名が支援終了しています。さらに、地域移行するまでの利用期間が $1\sim6$ ヶ月が5名、 $7\sim12$ ヶ月が4名、 $12\sim18$ ヶ月が1名です。

今後、地域包括ケアシステムや地域移行支援制度を拡充し、精神障害者が円滑に生活出来るように、地域移行を進める協議体を準備して対応いたしていきたいと考えております。 資料の2番目には、東京都の成果目標をあわせて挙げております。ご確認下さい。

都と区が連携しながら、精神障害者の方が地域で安心して暮らせるような体制をつくっていきたいと思います。

障害者福祉課長

再び資料4をご覧下さい。

三つ目の成果目標は、地域生活支援拠点等の整備です。現計画では、平成29年度末までに地域生活支援拠点1カ所を整備する目標値を掲げています。これは、相談・体験の機会・緊急時対応・専門性・地域の体制づくりの五つの機能を持った拠点を整備するということです。

これにつきましては、既存の障害者グループホームや障害者支援施設に不足する機能を付加し、5機能を1拠点に集約する考え方がございます。また一方で、5機能を分散して考えれば、区内各地域の既存の専門機関が連携して、拠点型施設に相当する機能を分担するといった考え方もございます。

昨年度の協議会では、区としては後者の考え方で、「面的な体制を整備する方向で検討 しています。」と、報告させていただきました。

しかしながら、現状では、面的な体制を結びつける機能が確立しているとは言えません。 次期計画でも、国の指針では同様の成果目標が掲げられておりますので、引き続き、目標 達成に向けて取り組んでまいります。

成果目標の4は福祉施設から一般就労への移行等です。ここで申します福祉施設は、就 労移行支援事業所や就労継続支援事業所を始め、通所・入所全ての障害者施設を指します。

(ア)では、平成24年度に福祉施設を経て正規雇用以外を含む一般就労に移行した障害者数24人を基準値とし、平成29年度の移行者数を、区の目標値として48人としました。平成28年度の実績は71人で、今年度の目標値を上回るペースです。

次期計画では、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を、平成28年度 実績の1.5倍以上とすることが国の目標値となっています。

(イ)では、平成25年度末時点の就労移行支援事業を利用する障害者数119人に対し、 29年度末時点での就労支援移行事業所利用者数240人を区の目標値としています。

28年度実績は、27年度より減少して197人でした。

国の次期計画では、就労移行支援事業の利用者数を、平成32年度末には平成28年度 末利用者数の2割以上を増加することを目標としています。

(ウ)では、平成29年度末時点での就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の 事業者割合が5割以上という区の目標を設定しています。

28年度実績は、6割の事業所が就労移行率3割以上でした。

今回の国の指針でも同様に、就労移行率3割以上の事業所を、平成32年度末には全体の5割以上とすることを目標としています。

(エ)では、平成30年度より開始する就労定着支援事業について、支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを国の設定した目標値としています。この項目は次期計画で新しく設定されました。

成果目標の五つ目は、障害児支援の提供体制の整備等です。この項目も次期計画で新しく設定されております。

障害児の重層的な地域支援体制の構築を目指し、(ア)では、平成32年度末までに児 童発達支援センターを1カ所以上設置、(イ)では、保育所等訪問支援が利用できる体制 の構築を目標としております。(ウ)では、平成32年度末までに重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保すること、

(エ)では、平成30年度末までに医療的ケアの必要な児童に対し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場を設置することを目標としています。

資料6につきましては、第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画につきまして、国の基本指針の全体像とポイントをまとめた、本年1月の社会保障審議会・障害者部会で配付された資料です。

第5期江戸川区障害福祉計画及び第1期江戸川区障害児福祉計画の基本指針につきまして第一に、障害福祉サービスや相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項、第二に、ただいま説明させていただきました資料4・5に挙げました成果目標、第三に計画作成に関する事項となります。第四は、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施確保に必要な事項が掲げられ、裏面は、成果目標とサービスの見込み量との関係となります。

これらの国の基本指針に即して、江戸川区では、実績や実情、ニーズなどを勘案して、 独自の成果目標値及びサービスの見込み量を設定していくこととしております。

計画の中間報告及び策定につきまして、説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

委員

入所施設を運営し開所後14年が経ちますが、施設から地域移行に結びついた例は、ほとんどない状況です。国の施策・方針という形で、施設入所者を減らすという考えが出ている状況ですが、逆に入所待機者も多く居ると伺っています。そのあたりの矛盾を疑問に思う部分もありますので、現状を教えていただければと思います。

事務局

ご質問いただきましたとおり、入所希望者・待機者が多数いらっしゃることも現実です。 第4期の計画につきましては、国の指針は入所者減・地域移行とありますが、区ではこう した実情を見て都と話し合った上、国の指針とは逆に、入所者数を微増とした値で目標と しました。今回、第5期策定委員会でも実情を踏まえて検討していきたいと思います。

会長

ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

委員

資料4、成果目標5の「障害児支援の提供体制の整備等」についてお尋ねします。 (ア) (イ) (ウ) (エ) は、新規に機関を設けるということでしょうか。それとも発達 障害相談センターが、(ア) (イ) (ウ) の役割を兼ねるとしてみなし、(エ) について は、新規に連絡会等を設けるようなイメージでしょうか。

事務局

成果目標5は、新たに策定します障害児福祉計画に関係する部分になります。

- (ア)「平成32年度末までに児童発達支援センター1カ所以上設置」につきましては、 現在区内に二十数カ所あります児童発達支援事業所を統括するなど連携の中心となったり、 保育所等訪問支援や相談的業務を合わせて行うセンターを設置するか、計画策定委員会等 でのご意見も含めて検討したいと思っております。
- (イ)「平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築」につきましては、 現在、区内には指定されている事業所は1カ所だけですが、整備について今後検討してい きたいと思っております。
- (ウ)「平成32年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保」につきましては、今年4月に重症心身障害児を対象としました児童発達支援事業所が開設しました。放課後等デイサービスにつきましても、今後、NPO法人や社会福祉法人等と相談しながら、整備を検討していきたいと考えております。
- (エ)「平成30年度末までに医療的ケアを必要とする児童への支援として、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協議の場を設置する」ことを目標にしています。 これについては、関係者と検討しながらネットワーク構築をしていきたいと考えています。

会長

ありがとうございます。そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、議事3「江戸川区障害者(児)実態調査及びアンケート調査報告」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料7及び冊子の報告書をご覧ください。

今回の計画策定に向けて、昨年度、障害者団体の皆様のご協力をいただき、障害者・障害児の実態調査を行い、さらに、住民基本台帳からの無作為抽出によるアンケート調査も実施いたしました。実態調査及びアンケートの質問内容につきましては、昨年の協議会で委員の皆様にご確認いただいたものです。

実態調査では、障害のある方を対象に、関係機関を通じ775通を配布し、回収数は371通で、回収率は47.9%でした。

アンケート調査につきましては、住民基本台帳より無作為抽出いたしました20歳以上の区民の方200名を対象に、郵送にてアンケート用紙を配布し、こちらは72通の回答をいただき、回収率は36.0%でした。

障害者・障害児の実態調査の結果につきましては、9割近くの方が自宅で家族と同居しており、主に家族による介護を行っております。

日中活動につきましては、通所施設に通っている方が約4割となっております。

今後の日中の過ごし方につきましては、現在と同様の活動を望まれている方が同程度の 割合である一方で、働くことを希望している方のポイントが約1割増加しており、就労へ の意欲が感じられます。

資料7の裏面をご覧ください。

差別や偏見を感じた経験につきましては、5割以上の方が差別や偏見を感じた経験がある一方、約3割の方が差別や偏見を感じる経験がなかったとのことです。

冊子の報告書の20ページからの自由意見の中には、親亡き後や特別支援学校を卒業後の不安が数多く寄せられております。後程、御覧いただければと思っております。

続きまして、一般区民の方へのアンケート調査の結果につきましては、力を入れるべき 支援として、日中に活動できるサービスの充実や、障害のある方への理解促進、駅や道路 等のバリアフリー化という意見が多く寄せられました。

実態調査及びアンケート調査の結果を参考に、次期計画の策定にあたりたいと考えております。本日は時間が限られておりますので、後ほど報告書をご覧ください。

会長

ありがとうございます。この件につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

続きまして、議事の4「情報共有・その他」に移りたいと思います。事務局よりご説明 をお願いします。

障害者福祉課長

資料8「平成29年度障害者福祉施策の概要」をご覧ください。

本年度、障害者福祉課予算額は191億1,351万8,000円、となっております。前年度比2.4%増でございます。

資料に障害者福祉施策の主な取り組みにつきまして示させていただきました。先ほど説明いたしました「第5期障害福祉計画策定」以外の2点について説明させていただきます。

主な取り組みの1点目として「障害者虐待防止リーフレット」を新しく作成させていただきます。虐待の発生要因の分析、予防策の検討に基づきまして、障害者虐待の理解促進のためのリーフレットを作成・配布したいと考えております。主に障害者を支援されている方にお配りいたしまして、予防や発見につなげたいと考えております。

次に「障害者総合支援法の対象となる疾病の拡大(難病)」につきましては、平成29年4月から障害福祉サービスの対象となる疾病が332から358に拡大されました。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援として、居宅でのサービスや補装具・日常生活用具の支援が受けられる形になっております。

対象疾病の数は増えましたが、非常に稀な疾病でございますので、対象が拡大されたからといって、サービスを受ける方が急に増えたということではございません。

その他の取り組みにつきましては、発達障害相談センターおよび保健予防課から説明させていただきます。

発達障害相談センター長

発達障害相談センターの本年度の取り組みといたしましては、大きく3点ございます。 1点目は、「区民への普及・啓発」ということです。発達障害を早期に発見して支援を するということが重要です。新たに小学校高学年向けの保護者に対してリーフレットを作 成し、現在、学校を通じて配布しているところでございます。

2点目は、「発達障害者(児)支援の充実」ということです。年代により発達障害の方の課題が違ってきますので、就学前児童の保護者・学齢期児童・成人の方といった、対象年齢別の講演会の開催や、乳幼児施設等の巡回訪問事業等も行っております。

3点目は、「専門的な相談窓口による適切な助言とケースワーク」としまして、相談の ニーズが多様化しておりますので、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門家から のアドバイスを受け、それぞれの相談にきめ細やかに対応出来る体制を整えていきたいと 考えております。

保健予防課長

資料8の裏面、「平成29年度精神保健施策の概要」に基づきまして説明をさせていた だきます。

保健予防課では地域移行支援にあわせて、さらに普及啓発事業、自立支援に要する給付 や手帳の交付、障害福祉サービスの申請受理・支給決定、地域ネットワークの充実に向け たイベントや、社会復帰施設等への支援など、精神保健に関わる事業を行っております。

精神保健対策予算額は、2億7,145万3,000円で、精神保健相談費・社会復帰指導費・社会復帰施設等維持補修費で構成されます。

主な取り組みですが、1点目の「精神障害者の地域移行支援体制の充実」というところでは、障害者の特性に配慮した支援体制を確立していくために、地域の精神科医療機関や支援事業所、または行政機関等の関係部署による連絡会等を開催し、さらに地域の受け皿を強化しております。これはネットワークの充実という観点でございます。

2点目の「地域支援事業所の役割明確化と連携強化」に関しましては、個々の関係諸団体の方々が、精神保健分野に関してどのような役割を行い、どのように精神障害者の方々への支援を行うのか、という観点から、個々の事業者と行政がより密に連携させていただき、それぞれの事業者の方々の役割を明確化しながら、さらに精神保健分野全体の体制を強化していきたい、という事業です。

障害者福祉課長

次に、資料はございませんが、昨年4月より施行されました「障害者差別解消法」に関連して寄せられました相談事例をご報告させていただきたきます。

1点目は、車椅子を使用する方が区役所本庁舎の多目的トイレを利用した際のお話です。

トイレに設置されている汚物入れ(ごみ箱)が足踏み開閉式だったため、使用することが 出来なかったという相談がございました。それに対しまして、汚物入れを手で開閉するこ とが出来るように、新たに取っ手を設置して対応しております。

2点目は、江戸川区主催の中高生向けの英会話講座に、車椅子を利用している学生の保護者から参加することは可能か、という問い合わせがありました。当初、講座の会場は2階で予定しておりましたが、エレベーターが設置されていない施設ということで、講師の方と相談の上、1階のロビーで実施した例がございます。

以上、「障害者差別解消法」に関します、江戸川区役所で対応した合理的配慮の例としてご報告させていただきました。

今のところ協議会の方で、皆様のご意見等をいただくような困難事例はございませんが、 今後、そうした事例がありましたら、ご相談させていただきたいと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

-質問なし-

会長

それでは次に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

事務局

それでは次回の協議会日程について、ご案内させていただきます。先程もお話がありましたが、今年度は3回の地域自立支援協議会を予定しております。第2回の日程ですが、11月9日木曜日の午後、会場はグリーンパレス2階「高砂・羽衣」で開催させていただきたく存じます。開催時間等は後日連絡させていただきますが、ご予定いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、次回協議会の開催について、ご予定をお願いいたします。後日、事務局より開催通知をお送りいたします。

終了時間となっておりますが、皆様方から何か連絡事項等はございますか。

委員

今年度テーマの江戸川区の「地域包括ケアシステム」について、「なごみの家」を15カ所整備することなど来年度以降、活発になっていくと思います。また、平成30年に法改正予定の「共生型事業」についても、子ども・障害者・高齢者が、同じ事業所でデイサービスを受けることが出来るようになる、と国の説明では聞いていますが、江戸川区として「地域包括ケアシステム」と「共生型事業」の連携や、そこで「なごみの家」が中核になっていくのかとか、区で考えていることがあれば、お聞き出来ればと思います。

福祉部長

お話いただきましたような法改正が予定されております。冒頭、障害者福祉課長からも 説明させていただきましたが、「地域包括ケアシステム」について、国は高齢者のみを対 象に考えていますが、我々としては、子どもから障害をお持ちの方や熟年者の方、皆さん が住みやすい「地域包括ケアシステム」の構築を考えていかなければ、ということを常日 頃から考えています。

その中で、施設整備も大切なことだと思っています。今後、区が望む事業を行って下さる方がいるかどうかということを含めて、我々もこれから様々な形で勉強していきたいと思いますし、ご協力をいただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

会長

先月の社会保障審議会でも「共生型サービス」について話がありました。介護事業所側が障害者の方々に対し、デイサービスと障害サービスをどのように合わせて提供するのか、ということで、現在、全国でモデル事業を行っている事業所が何カ所かあったと思います。しかしまだ、審議会委員の方々の合意が得られていないようなところがございます。

様々な地域ごとのデータからニーズ・意見を聞きながら、法改正に向けていくと思って おりますが、今後、情報収集が出来た際には、私からもお知らせしたいと思います。

本日は皆様のご協力により、無事に協議会も終了に近づいてきました。

今回は福祉計画等のご説明があって、皆様にとって、聞きなれない言葉も多かったかと 思います。今年度のテーマ、「地域包括ケアシステム」については、私自身、大変重要だ と思っております。

障害福祉計画の成果目標等のご質問にありましたが、福祉施設から地域生活移行や、地域生活支援の拠点等、あるいは一般就労もやはり地域の基盤が整備されていないとか、なかなか上手くいかないということがあります。介護の世界も同じで、寝たきりの高齢者を在宅に移行したい、しかし在宅で誰が介護するのか、在宅サービスの基盤がしっかりしていない限り、在宅生活は難しいという意見も多くありました。

一番重要なのは、地域の皆様方や事業者団体との連携や情報共有、そして、地域の方々の自助・公助と言われるものの活用、それぞれ難しいものがありますし、出来るものと出来ないものもあります。課題等も様々あると思いますが、課題に関して、一つ一つ定義して積み上げていくこと、地域の力でつくり上げていくということが重要です。もちろん、我々専門職、医師会や歯科医師会も一生懸命に情報共有し、「地域包括ケアシステム」に向けて動いておりますので、これからはネットワークづくりに、力を入れていかなくてはならない時代に入った、と個人的には感じております。

本日は、意見を出したいと思っても、発言できなかった方々も沢山いらっしゃると思います。「地域包括ケアシステム」について、次回の協議会では皆様方の地域ごとの課題等、ぜひ忌憚のない意見を出していただき、皆様方の活発な意見のもと、「共通理解の醸成」という目的に向かって、引き続き協議会の運営をしていきたいと思っております。

以上をもちまして、第1回「江戸川区地域自立支援協議会」を終了いたします。本日は 誠にありがとうございました。

-閉会時刻 午後2時23分-